

令和 7 年 11 月 28 日付け公告の内容

このたび、東広島市の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業 戸野地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 3 第 6 項に規定する事業計画概要等について東広島市長と協議したいので、法第 88 条第 18 項において準用する法第 87 条の 2 第 8 項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書を次により縦覧に供するので、意見のある者は令和 7 年 12 月 18 日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。